

## 桜井市条例第 18 号

### 桜井市三輪素麺の普及の促進に関する条例

三輪素麺は、現在から 1,200 年余り前、飢饉に苦しむ民を救うため、保存食として小麦を挽いて棒状に練り乾燥させたものが時を経て<sup>おだまき</sup>苧環の糸のような細く白い素麺として誕生したものであり、<sup>くぎょう</sup>公卿の日記や女官たちの手記によると平安時代以降、宮中や貴族の間で、七夕に食する風習があったとされている。

三輪素麺づくりは、冬の厳しい気候の中で伝統的な手延べ製法が守り続けられており、日本の伝統食である素麺は、大和の人々にとって伝統行事や日常の食に溶け込んだ食べ物として、また日本中の人々に年中を通じて日常の食べ物として親しまれている。

そのような中、三輪素麺は、本市の優れた地域資源として、桜井市地域ブランドに認定され、更に、他とは違い手延べによる細く白い優れた品質を保持し、国が地域特有のブランドとして保護する「地理的表示保護制度」の登録も受けたところである。

このような古い歴史をもつ三輪素麺を積極的に P R し普及するために、三輪素麺を食する習慣を広め、伝統文化への理解の促進及び本市の地域経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、素麺発祥の地とされる本市において、長年受け継がれてきた伝統的な手延べ製法により製造されてきた地域ブランドである三輪素麺の普及のために、三輪素麺を食する習慣を広め、伝統文化への理解の促進及び本市の地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、三輪素麺の普及を促進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第3条 三輪素麺の生産を業として行う事業者は、三輪素麺の普及を促進するために主体的に取り組むとともに、市及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、市及び事業者が行う三輪素麺の普及を促進する取組に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成29年7月7日から施行する。